

諮問第 101 号の答申 労働力調査の変更について（案）

本委員会は、諮問第 101 号による労働力調査の変更について審議した結果、下記のとおり結論を得たので、答申する。

記

1 本調査計画の変更

(1) 承認の適否

平成 28 年 12 月 16 日付け総統労第 198 号により総務大臣から申請された「基幹統計調査の変更について（申請）」（以下「本申請」という。）について審査した結果、以下のとおり、統計法（平成 19 年法律第 53 号）第 10 条各号の各要件のいずれにも適合しているため、「労働力調査」（基幹統計調査。以下「本調査」という。）の変更を承認して差し支えない。

(2) 理由等

ア 報告を求める事項の変更

(ア) 「最近の求職活動の時期」及び「就業の可能性」の移設・追加等

本申請では、特定調査票の「最近の求職活動の時期」及び「就業の可能性」を把握する調査事項について、図 1 のとおり、基礎調査票に移設・追加するとともに、これに伴い、基礎調査票の「探している仕事の位置付け」及び「求職の理由」を把握する調査事項をこれらの調査事項の後に配置変更する計画である。

これについて、前者は、基礎調査票において、直近 1 か月以内に求職活動を行い、かつ、直ちに就業可能な者を把握することにより、2013 年（平成 25 年）10 月に開催された国際労働機関（ILO）主催の第 19 回国際労働統計家会議において採択された就業等に関する決議（以下「ILO 決議」という。）に準拠した新たな定義の失業者^(注)を的確に捉えるための変更であり、国際比較可能性の向上に資するものであること、また、後者は、基礎調査票において、特定の選択肢を回答した者が一連の流れで回答できる形にし、回答漏れを防ぐとともに、必要な情報を得るための変更であることから、適当である。

(注) 新たな失業者の定義については、①就業しておらず、②4 週間又は 1 か月以内に求職活動をしており、③就業可能な者とされている。従前の失業者の定義では、求職活動期間は各国の裁量に任されており、我が国では「月末 1 週間」としていた。

図 1

「基礎調査票」

変更案

| | | | | | | | | | | | | | |
|--|---|--|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| <p>⑬ この1年間に仕事を探したり 開業の準備をしたことがありますか</p> | <p>この1か月にした この1か月にはしなかったがこの1年間にした この1年間には全くしなかった</p> <p style="text-align: center;">(記入おわり)</p> | | | | | | | | | | | | |
| <p>⑭ 今仕事があれば すぐつくことができますか</p> | <p>すぐつくことができる すぐではないが2週間以内につくことができる すぐではないが2週間より後につくことができる つくことができない・わからない</p> <p style="text-align: center;">(⑮ 欄へ) (記入おわり)</p> | | | | | | | | | | | | |
| <p>⑮ 探している仕事について ・かたわらにしている仕事とは 通学や家事などのかたわらにする仕事をいいます</p> | <p style="text-align: center;">探している仕事は</p> <p>おもにしている仕事 かたわらにしている仕事</p> | | | | | | | | | | | | |
| <p>⑯ 仕事を探し始めた理由 ・勤め先や事業の都合とは 人員整理・会社倒産・事業不振などをいいます</p> | <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;"> <p>仕事をやめたため求職</p> <p>定年退職又は契約満了</p> <p>勤め先や事業の都合</p> </td> <td style="width: 50%; text-align: center;"> <p>新たに求職</p> <p>収入を得る必要がある</p> <p>学校を卒業したから</p> </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> </tr> </table> | <p>仕事をやめたため求職</p> <p>定年退職又は契約満了</p> <p>勤め先や事業の都合</p> | <p>新たに求職</p> <p>収入を得る必要がある</p> <p>学校を卒業したから</p> | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| <p>仕事をやめたため求職</p> <p>定年退職又は契約満了</p> <p>勤め先や事業の都合</p> | <p>新たに求職</p> <p>収入を得る必要がある</p> <p>学校を卒業したから</p> | | | | | | | | | | | | |
| ○ | ○ | | | | | | | | | | | | |
| ○ | ○ | | | | | | | | | | | | |
| ○ | ○ | | | | | | | | | | | | |
| ○ | ○ | | | | | | | | | | | | |
| ○ | ○ | | | | | | | | | | | | |

現 行

〔 ⑬・⑭⇒特定調査票から基礎調査票に移設・追加
⑮・⑯⇒基礎調査票内の配置変更 〕

(イ)「就業時間の増加及び仕事の追加の可否」の追加

本申請では、特定調査票において、図2のとおり、「就業時間の増加及び仕事の追加の可否」(追加的な仕事に就業可能な者)を把握する調査事項を追加する計画である。

これについては、現行の調査事項では追加的な仕事への就業の可否を捉えることができないための変更であり、これによって、ILO 決議において導入することとされている未活用労働に係る新たな指標を作成する上で必要な情報の確かな把握が可能となり^(注)、国際比較可能性の向上に資するものであることから、適当である。

(注) ILO 決議において導入することとされている未活用労働 (Labour Underutilization) に係る新たな指標のうち、LU 2 (新定義の失業者に追加就労希望就業者を加えた率) の算出を行うための変更である。「追加就労希望就業者」とは、①就業時間の短い就業者で、②就業時間の追加を希望し、③追加が可能である者をいい、現行の調査事項である「月末1週間の就業時間」(基礎調査票)及び「就業時間増減希望の有無」(特定調査票)並びに今回追加する調査事項である「就業時間の増加及び仕事の追加の可否」(特定調査票)により把握することが可能となる。

なお、ILO 決議では、未活用労働に関する以下4つの指標のうち、2つ以上を集計することとされているが、我が国では4つの指標全てを集計することとしている。

$$1 \quad LU1 \text{ (新定義の失業率)} = \frac{\text{失業者}}{\text{労働力人口}} \times 100$$

$$2 \quad LU2 \text{ (追加就労希望就業者を加えた率)} = \frac{\text{失業者} + \text{追加就労希望就業者}}{\text{労働力人口}} \times 100$$

$$3 \quad LU3 \text{ (潜在労働力人口を加えた率)} = \frac{\text{失業者} + \text{潜在労働力人口}}{\text{労働力人口} + \text{潜在労働力人口}} \times 100$$

$$4 \quad LU4 \text{ (追加就労希望就業者と潜在労働力人口を加えた率)} = \frac{\text{失業者} + \text{追加就労希望就業者} + \text{潜在労働力人口}}{\text{労働力人口} + \text{潜在労働力人口}} \times 100$$

※ 算出式中、「潜在労働力人口」とは、①1か月以内に求職活動をしていて、すぐではないが2週間以内に就業できる者、又は②この1か月に求職していないが、すぐに仕事に就くことができ就業を希望している者をいう。

図 2

| | | | | | |
|--|--|-----|------|-----------------------|-----------------------|
| <p>《特定調査票》</p> | | | | | |
| <p>変更案</p> | <p>現 行</p> | | | | |
| <p>A6 今の仕事の就業時間を増やしたり新しく仕事を追加することができますか</p> | <table style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td>できる</td> <td>できない</td> </tr> <tr> <td><input type="radio"/></td> <td><input type="radio"/></td> </tr> </table> | できる | できない | <input type="radio"/> | <input type="radio"/> |
| できる | できない | | | | |
| <input type="radio"/> | <input type="radio"/> | | | | |
| | <p>〔新設〕</p> | | | | |

(ウ) 「最近の求職活動の時期」の削除

本申請では、図 3 のとおり、特定調査票における「最近の求職活動の時期」を把握する調査事項（現行の B 3 欄及び C 4 欄）を削除する計画である。

これについては、以下のとおり、報告者の負担軽減とともに、正確な報告に資するものであることから、適当である。

- ① 現行の B 3 欄については、完全失業者のこの 1 か月の求職活動の時期を把握するものであり、前記（ア）の変更（図 1 の変更案⑬参照）を行う中で、当該欄を残した場合、これと似通った調査事項への回答を重ねて求めることとなり、報告者に記入負担感を与えるだけでなく、回答に当たって紛れが生じることから、削除するものであること。
- ② 現行の C 4 欄については、前記（ア）で基礎調査票へ移設する「最近の求職活動の時期」と把握内容が重複する事項であることから、削除するものであること。

図 3

| | | | | | | | |
|--|---|-----------------------|---------------------------|------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|
| <p>《特定調査票》</p> | | | | | | | |
| <p>変更案</p> | <p>現 行</p> | | | | | | |
| <p>〔削除〕</p> <p>B3 この 1 か月に仕事を探したり開業の準備をしましたか</p> | <table style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td>この 1 週間にした</td> <td>この 1 週間にはしなかったがこの 1 か月にした</td> <td>この 1 か月には全くしなかった</td> </tr> <tr> <td><input type="radio"/></td> <td><input type="radio"/></td> <td><input type="radio"/></td> </tr> </table> | この 1 週間にした | この 1 週間にはしなかったがこの 1 か月にした | この 1 か月には全くしなかった | <input type="radio"/> | <input type="radio"/> | <input type="radio"/> |
| この 1 週間にした | この 1 週間にはしなかったがこの 1 か月にした | この 1 か月には全くしなかった | | | | | |
| <input type="radio"/> | <input type="radio"/> | <input type="radio"/> | | | | | |
| <p>〔削除〕</p> <p>C4 この 1 年間に仕事を探したり開業の準備をしたことがありますか</p> | <table style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td>この 1 か月にした</td> <td>この 1 か月にはしなかったがこの 1 年間にした</td> <td>この 1 年間には全くしなかった</td> </tr> <tr> <td><input type="radio"/></td> <td><input type="radio"/></td> <td><input type="radio"/></td> </tr> </table> | この 1 か月にした | この 1 か月にはしなかったがこの 1 年間にした | この 1 年間には全くしなかった | <input type="radio"/> | <input type="radio"/> | <input type="radio"/> |
| この 1 か月にした | この 1 か月にはしなかったがこの 1 年間にした | この 1 年間には全くしなかった | | | | | |
| <input type="radio"/> | <input type="radio"/> | <input type="radio"/> | | | | | |

(エ) 「求職活動の方法」に係る選択肢の追加

本申請では、特定調査票の「求職活動の方法」を把握する調査事項について、図 4 のとおり、求職活動期間の把握対象を直近 1 か月に変更するとともに、選択肢として、新たに「求職の申込みや応募などの結果を問い合わせた」及び「求職活動の結果を待っていた」を追加する計画である。

これについては、以下のとおり、国際比較可能性の向上に資するものであり、また、統計の継続性の確保を図るものであることから、適当である。

- ① 求職活動期間の把握対象を直近 1 か月に変更することについては、ILO 決議における

った」に回答した者が、特定調査票における「就業の可能性」を把握する本調査事項に紛れなく回答してもらうための変更であること。

図 5

《特定調査票》

| 変更案 | | 現行 | | | |
|--|-----------------------|--------------------------------|---------------------------------|------------------------|--|
| 基礎調査票の③欄で求職活動を「この1か月にはしなかったがこの1年間にした」「この1年間は全くしなかった」と回答した方のみ記入してください(それ以外の方はC5へ) | | | | | |
| C4 今仕事があればすぐつくことができますか | すぐつく ことができます | すぐではないが 2週間以内に つくことができます | すぐではないが 2週間より後に つくことができます | つくことが できない わからない | |
| | <input type="radio"/> | <input type="radio"/> | <input type="radio"/> | <input type="radio"/> | |
| C5 今仕事があればすぐつくことができますか | すぐつく ことができます | すぐではないが 2週間以内に つくことができます | すぐではないが 2週間より後に つくことができます | つくことが できない わからない | |
| | <input type="radio"/> | <input type="radio"/> | <input type="radio"/> | <input type="radio"/> | |

イ 集計事項の変更

本申請では、基礎調査票への「最近の求職活動の時期」及び「就業の可能性」の移設・追加や特定調査票における「就業時間の増加及び仕事の追加の可否」の追加、特定調査票における「求職活動の方法」及び「就業の可能性」の変更など調査事項の追加・変更等に伴い、関連する集計事項を変更する計画である。

これらについては、ILO 決議において集計することとされている未活用労働に係る新たな指標の導入等に伴い、集計事項の充実を図るための変更であり、国際比較可能性の向上に資するものであることから、適当である。

2 統計委員会諮問第 39 号の答申（平成 24 年 1 月 20 日付け府統委第 6 号）における「今後の課題」への対応状況

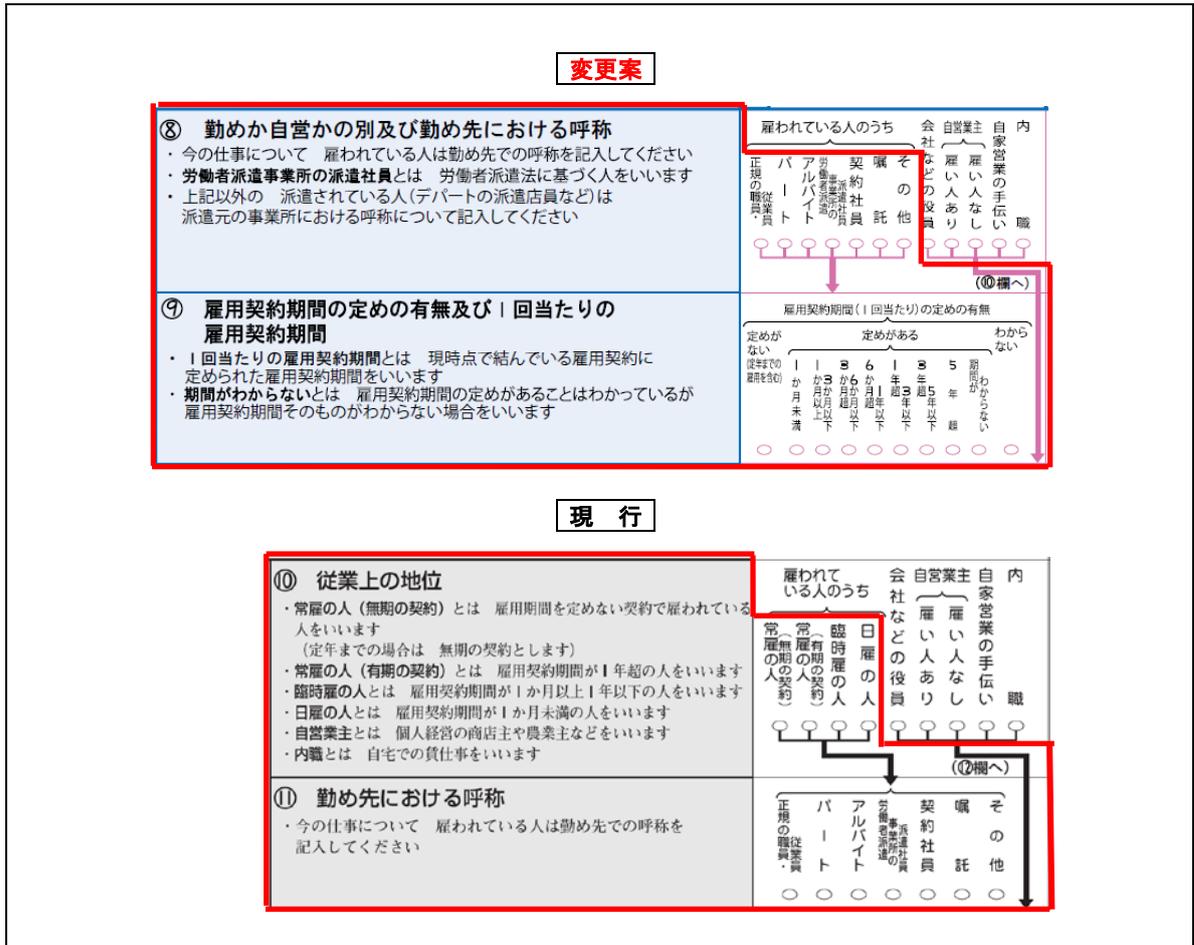
本調査については、統計委員会諮問第 39 号の答申（平成 24 年 1 月 20 日付け府統委第 6 号（以下「前回答申」という。）において、基礎調査票の「従業上の地位」を把握する調査事項の選択肢のうち、「常雇」に該当する者の中には、自身の雇用契約期間が有期なのか無期なのかを必ずしも十分に承知していない者がいるおそれがあることから、「従業上の地位」を把握する調査事項の選択肢に「わからない」を追加する必要性について検討することが指摘されている。

総務省は、本課題への対応について検討した結果、本調査において雇用契約期間を把握する調査事項を設け、その中で「わからない」の選択肢を設けることが有用であるとの結論に至った（詳細は別紙参照）。

このことを踏まえ、本申請では、基礎調査票の「勤めか自営かの別及び勤め先における呼称」（従業上の地位）を把握する調査事項について、図 6 のとおり、「雇われている人」について、常雇（無期又は有期の契約）、臨時雇、日雇の別を選択した上で、勤め先における呼称（「正規の職員・従業員」「パート」「アルバイト」等）を選択する方式から、勤め先における呼称を選択した上で、雇用契約期間（「1か月未満」「1か月超3か月以下」等）を選択する方式に変更し、その選択肢の中に「わからない」を設ける計画である。

これについては、本課題に即した対応を行うものであり、また、雇用契約期間に係る的確な実態を把握し、就業構造基本調査結果との比較が可能となるなど、労働者の就業等に関する分析に資する、より有用なデータを得る変更であることから、適当である。

図 6



なお、現行の本調査における「従業上の地位」及び変更案の「雇用契約期間の定めの有無」における選択肢の対応関係は、図7のとおりである。また、変更後の調査事項については、図8のとおり、平成29年就業構造基本調査(平成29年10月実施予定)と同様のものとなっている。

図7 「従業上の地位」及び「雇用契約期間の定めの有無」における選択肢の対応関係

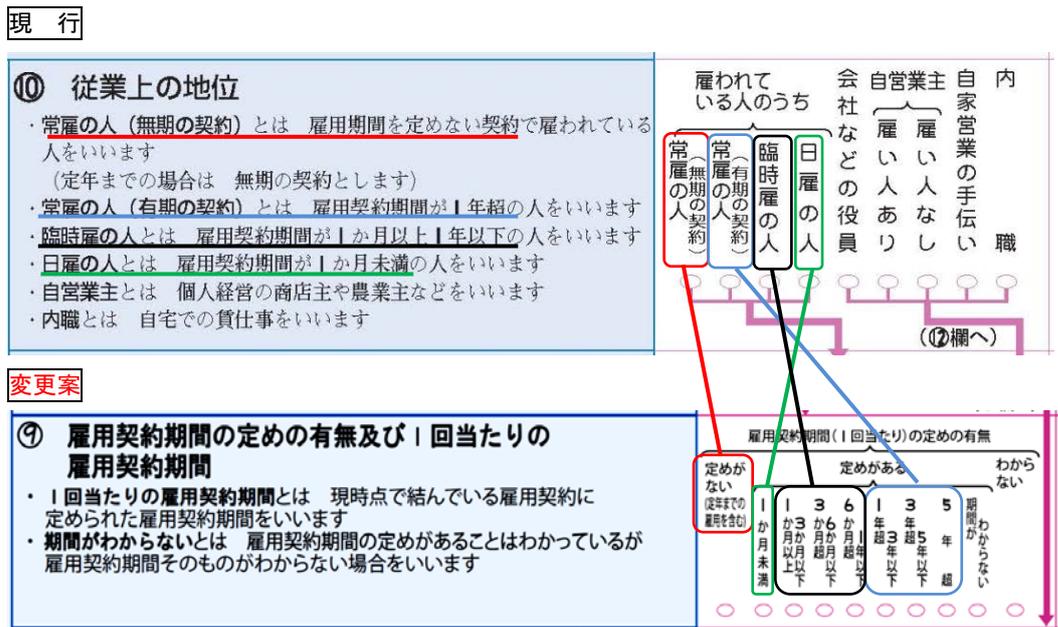
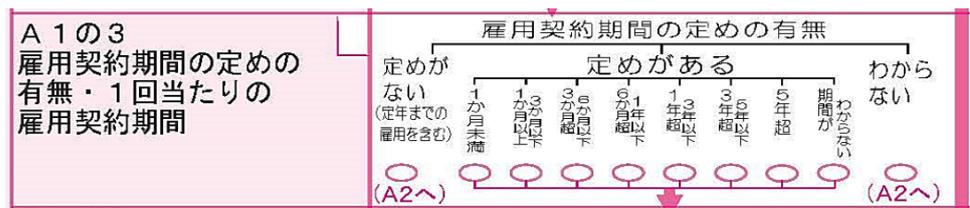


図8 平成29年就業構造基本調査の調査票における雇用契約期間を把握する調査事項



3 今後の課題

(1) 「従業上の地位」に係る選択肢の変更に伴う情報共有・提供の実施

今回の「従業上の地位」に係る選択肢の変更（「常雇の人」「臨時雇の人」等の区分から具体的な雇用契約期間ごとの区分に変更）に伴い、当該変更前後の調査結果に差異が生じることが想定される。

このため、総務省は、円滑な調査実施を図る観点から、都道府県と更に情報共有を行うとともに、統計利用者の利便性等を図る観点から、調査結果の時系列比較に当たり留意すべき変更前後の差異について、ウェブサイト等において丁寧かつ分かりやすく説明することが必要である。

(2) 未活用労働に関する各指標に係る情報提供の実施

ILO 決議に準拠した未活用労働に関する各指標については、我が国における未活用労働の実態を示し、国際比較可能性の向上とともに、雇用政策等の検討や学術研究などにも資する有用なデータを提供するものである。このため、その利活用に当たっては、各指標を作成する趣旨や、これらの指標に係る諸外国における状況について、統計利用者に正確に理解されることが重要である。

このようなことから、総務省は、統計利用者の利便性等を図る観点から、未活用労働に関する各指標の公表に当たって、国際比較の観点に十分留意しつつ、諸外国の状況と比較・分析した資料を作成の上、ウェブサイト等において情報提供を行うことが必要である。

前回答申における「今後の課題」に対する総務省の対応状況

| 前回答申の指摘事項の概要 ^(注) | 左記課題に対する総務省の対応状況（検証・検討結果）の概要 |
|--|---|
| <p>基礎調査票の「従業上の地位」を把握する調査事項の選択肢のうち、従来の「常雇」に該当する者の中には、自身の雇用契約期間が有期なのか無期なのかを必ずしも十分に承知していない者がいるおそれがある。</p> <p>今後、本調査の「従業上の地位」に係る平成25年の調査結果及び平成24年就業構造基本調査の「雇用契約期間の定めの有無」に係る調査結果（平成25年7月公表）における回答状況を分析の上、本調査の「従業上の地位」を把握する調査事項の選択肢に「わからない」を追加する必要性を検討し、速やかに一定の結論を得る必要がある。</p> | <p>① 「従業上の地位」に係る平成25年の本調査結果と平成24年就業構造基本調査（総務省が所管する基幹統計調査。以下「平成24年就調」という。）における「雇用契約期間の定めの有無」に係る調査結果について、各選択肢に係る構成比の面から比較・分析を行った。</p> <p>その結果、本調査における従業上の地位を把握する選択肢の中で「常雇の人（有期の契約）」の構成比は18.8%であるのに対し、これに対応する平成24年就調の雇用契約期間を把握する選択肢のうち「1年超3年以下」及び「3年超5年以下」の構成比はそれぞれ3.5%、1.0%であり、両者を合わせた4.5%と比べても本調査の方が14.3ポイント高いなど、回答に係る構成割合に一定の差が認められた。</p> <p>② 上記結果を踏まえ、今回変更案の調査事項を設定した「就業希望の把握に関する準備調査」（平成27年10月から平成28年3月までの6か月間、南関東の1都3県（埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県）で毎月約7,200世帯を対象に一般統計調査として実施した試験調査。以下「準備調査」という。）を実施した。</p> <p>当該準備調査結果と平成24年就調結果を改めて比較・分析を行ったところ、準備調査の雇用契約期間を把握する選択肢の構成比は、「1年超3年以下」が4.6%、「3年超5年以下」が1.1%であり、平成24年就調との差はそれぞれ1.1ポイント、0.1ポイントと両調査の回答状況に係る構成割合の差が小さいことが確認できた。また、準備調査では「定めの有無がわからない」の選択肢を設け、平成24年就調と構成比を比較・分析をしたところ、前者が6.2%、後者が8.3%とその差は2.1%であった。</p> <p>③ これらのことから、準備調査は調査対象地域や調査期間、報告者数が限られたものであることに十分留意する必要があるものの、本調査において雇用契約期間を把握する調査事項を設け、その中で「わからない」の選択肢を設けることによって把握することが、よりの確な実態の把握を可能とし、有用であるとの結論に至った。</p> |

(注) 前回答申における「今後の課題」の内容は、以下のとおり。

3 今後の課題

基礎調査票の「従業上の地位」を把握する調査事項の選択肢のうち、従来の「常雇」については、新たに「常雇（有期の契約）」及び「常雇（無期の契約）」に分割することが計画されており、当該分割は、有期雇用契約者の人数の推計を可能とするものであることから、適当と判断したところである。

しかしながら、常雇に該当する者の中には、自身の雇用契約期間が有期なのか無期なのかを必ずしも十分に承知していない者がいるおそれがある。また、この点を勘案し、平成24年に実施予定の就業構造基本調査の「雇用契約期間の定めの有無」を把握する調査事項の選択肢においては、「定めがない」「定めがある」のほか「わからない」を設けている。

したがって、今後、労働力調査の「従業上の地位」に係る平成25年の調査結果及び平成24年就業構造基本調査の「雇用契約期間の定めの有無」に係る調査結果（平成25年7月公表）における回答状況を分析の上、労働力調査の「従業上の地位」を把握する調査事項の選択肢に「わからない」を追加する必要性を検討し、速やかに一定の結論を得る必要がある。

第84回人口・社会統計部会議事概要

1 日 時 平成29年 2月22日（火）15:57～17:09

2 場 所 総務省第2庁舎6階特別会議室

3 出席者

【委員】

白波瀬 佐和子（部会長）、嶋崎 尚子、永瀬 伸子

【専門委員】

川口 大司（東京大学大学院経済学研究科教授）

勇上 和史（神戸大学大学院経済学研究科准教授）

【審議協力者】

財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、東京都、大阪府

【調査実施者】

総務省統計局統計調査部国勢統計課労働力人口統計室：長藤室長、長尾調査官ほか

【事務局（総務省）】

横山大臣官房審議官

統計委員会担当室：山澤室長

政策統括官（統計基準担当）付統計審査官室：澤村統計審査官、佐藤調査官ほか

4 議 題 労働力調査の変更について

5 概 要

前回の部会審議において整理、報告等が求められた事項について審議が行われた後、答申案について審議が行われ、一部文言等の修正を行うことを前提に了承された。答申案については、所要の修正を行った後、第107回統計委員会（平成29年3月21日開催予定）において部会長から報告することとされた。

主な意見は以下のとおり。

（1）前回部会において整理、報告等が求められた事項（「従業上の地位」に係る選択肢の変更に伴う調査結果の差異）に対する調査実施者の回答について

- ・ 海外においては雇用契約が無期か有期かが重要な基準となっているが、我が国ではパートタイム労働者であってもこれまでは契約期間を特段に定めない結果として無期になっている場合も少なくない。海外の統計においては、雇用契約期間を無期と有期に分けて把握しているが、それは有期契約の方が賃金等の雇用条件が悪いの

が通常だからである。一方、我が国の統計においては、勤め先における「呼称」が有期無期の区別以上に労働条件に大きい影響を与えることが知られており、これまで労働力調査や就業構造基本調査ではそのような考え方に基づいて調査が実施されてきたものと考えている。平成 25 年 1 月からの「従業上の地位」に係る選択肢の変更（「常雇の人」を「常雇の人（無期の契約）」及び「常雇の人（有期の契約）」に分割）は、海外の統計の取り方と整合を図ったことにより、それまでの統計との時系列に変化が生じたものと理解している。

（２）答申案について

ア 報告を求める事項の変更（「就業時間の増加及び仕事の追加の可否」の追加）

- ・ この調査事項に関連して、そもそも設問の趣旨と異なる回答が生じる可能性もあるが、試験調査などによって設問の趣旨に即した回答が得られているかの検証や、本来求めている回答と回答者の認識が一致しているかという調査実施後のフォローアップは行われているか。

→ 試験調査^{（注）}により、不詳回答の状況について検証を行っている。なお、本調査事項については、他の類似の調査事項（特定調査票の「短時間就業及び休業の理由」（A 1）や「就業時間増減希望の有無」（A 2））との紛れが生じる懸念があったことから、調査票の設計上、これらの調査事項とは離して配置（A 6）している。

（注）「就業希望の把握に関する準備調査」（平成 27 年 10 月から平成 28 年 3 月までの 6 か月間にわたって毎月、南関東の 1 都 3 県（埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県）で約 7,200 世帯を対象として実施した一般統計調査）

→ 時系列比較の観点からも、不詳回答をなくすことは重要な課題ではあるが、不詳回答の発生状況等の検証は今回の変更を踏まえた調査の実施と並行しながら行い、今後の統計精度の向上につなげていくことが必要である。

イ 統計委員会諮問第 39 号の答申（平成 24 年 1 月 20 日付け府統委第 6 号）における「今後の課題」への対応状況

- ・ 平成 25 年 1 月からの「従業上の地位」に係る選択肢の変更に伴い調査結果に差異が生じたことを踏まえると、今回の雇用契約期間による詳細な区分による把握方法への変更は、選択肢の選択の仕方に大きな影響を与えると思われるため、今回の変更に伴って生じる調査結果の変動についても分析を行ってほしい。

→ 前回の変更時と同様に分析を行い、その分析結果については分かりやすく提供することとしたい。

→ 前回変更時における分析結果をみると、変更前後の 1 か月間のデータの推移を示したものとなっているが、変更がなかった期間とも比較した形で示すと、更に有益な分析結果となるものとする。

- ・ 現行の従業上の地位のうち、「常雇の人（有期の契約）」とは、雇用契約期間が 1 年超の人をいうとされており、賃金構造基本統計調査（厚生労働省所管の基幹

統計調査)における「常用労働者」(注)と定義がかなり異なるが、いつからこのような定義なのか。

(注) 賃金構造基本統計調査における「常用労働者」とは、次のいずれかに該当する労働者をいう。

- ① 期間を定めずに雇われている労働者
- ② 1か月を超える期間を定めて雇われている労働者
- ③ 日々又は1か月以内の期間を定めて雇われている労働者のうち、4月及び5月にそれぞれ18日以上雇用された労働者

→ 当該定義については、本調査の開始当初から変わっていない。

→ 今回の変更により、かなり細かい区分で雇用契約期間を把握することが可能となるため、本調査と賃金構造基本統計調査のような事業所を対象とする調査との間でも整合的なものとなり、比較が可能になるのではないかと考えている。

- ・ 特定調査票から把握する勤続年数と雇用契約期間とのクロス集計を行うことにより、今日の働き方を捉えることが可能である。例えば、勤続年数が長いにもかかわらず、短期間の雇用契約が繰り返されていたり、有期契約が繰り返されて一定年数を超えても無期契約に転換していないといった実態も分かるような集計も望まれる。

→ どの程度詳細な区分による集計が可能か確認しつつ、今後検討することとしたい。

ウ 「今後の課題」について

- ・ (参考資料の「各国の未活用労働指標の状況」について、) ILO 決議の LU1 に相当するものとして、我が国では「未活用労働指標 1 (新たな失業率)」とされているが、当該表記は新たに失業した者のような誤解を与えるおそれがあることから、「新定義の失業率」とした方が良い。

- ・ LU4 に相当する米国の指標の「U6」の構成要素である「経済的な理由による短時間労働者」の意味が分かりにくいのではないか。

→ 米国の説明では、基本的には自分としてはもっと働きたいと思っているが、自己都合ではない理由により短い時間で働いているようなものを経済的な理由と言っているようである。

→ 「U5」や「U6」の構成要素である「縁辺労働者」については、日本語訳にすると意味が分かりにくい面があることから、脚注において原語を付すと良いのではないか。

※ 上記意見を踏まえて修正した、参考資料の「各国の未活用労働指標の状況」は、別紙参照

- ・ 平成30年5月からは、現行の完全失業率に加え、新たな定義による失業率も作成・公表することとなるため、二つの失業率が出ることによる統計利用者に混乱が生じないように名称を使い分ける必要があるのではないか。

→ 失業率に関連する数値が二つ公表されることにより、混乱が生じることのないような名称について、今後、調査実施者において十分に検討してほしい。

- ・ 米国に合わせる必要はないが、米国の長期失業率(米国の未活用労働指標のう

ちU-1に相当)も重要な指標と考えられるところ、労働力調査結果を使って算出することは可能か。

→ 米国と同じ15週間以上という形ではないが、特定調査票の「求職活動の期間」を把握する調査事項(B2欄)によって、「3か月～6か月未満」など、求職活動の期間別に失業者数を算出することは可能である。

(3) その他

- ・ 労働力調査は同一の報告者に対し2年間にわたり同一の連続する2か月間の計4か月間調査しており、特定調査票では2年目の2か月目の時点で失業している者に限定し、過去を振り返って失業期間の調査をする形となっているが、調査の仕方としては、最初の1年目の1か月目にも同様に特定調査票による調査を行い、その後2年目2か月目の調査までの間にどうなったかを把握することが可能であればより有用と考える。

→ 報告者負担の問題等もあり、難しいと考える。パネルデータ化も転出等があるため、接続できないものも出てくるが、二次利用による研究レベルではパネル化を行っている事例もあるため、どういったものがあるかを調べて、ウェブサイト等で紹介することについて検討したい。

- ・ 調査票が複雑又は精緻になると、回収率が低下する傾向にあると考えられる。今回の変更により回収率にすぐに大きな影響が生じるとは考えていないが、調査計画の変更による回収率への影響面も分析・検証し、仮に影響が生じるようなことがあった場合には、報告者に分かりやすく説明するようなサポートや、場合によっては、調査票のレイアウトや調査事項の変更についても検討してほしい。

- ・ 平成30年1月から今回の変更を踏まえた新たな調査票により調査することとなるが、調査の精度向上を図る観点から、今回の変更の趣旨や調査票への記入の仕方について統計調査員によく理解してもらうため、分かりやすい解説書や手引きなどを提供してほしい。また、本年10月には就業構造基本調査(総務省所管の基幹統計調査)の実施が予定されており、当該調査事務とも輻輳することになるため、スケジュール的にも余裕を持って事務手続を進めてほしい。

6 次回予定

審議が全て終了し、答申案については、一部、所要の修正を行うことを前提に部会として了承されたことから、平成29年3月21日(火)に開催予定の統計委員会において答申案を諮ることとされた。

各国の未活用労働指標の状況

| ILO決議 | 日本 | 韓国 | アメリカ ^{※1} | EU ^{※3} |
|-------|--|---------|--|---|
| LU1 | 未活用労働指標1 (新定義の失業率) | 失業率 | U3 (公式の失業率) | 失業率 ^{※4} |
| LU2 | 未活用労働指標2 (追加就業希望就業者を 加えた率) | 雇傭補助指標1 | — | 不完全雇用パートタイム 労働者を加えた率 |
| LU3 | 未活用労働指標3 (潜在労働力人口を加えた率) | 雇傭補助指標2 | $\left[\begin{array}{l} U5^{※2} \\ \text{(緑辺労働者を} \\ \text{含む指標)} \end{array} \right]$ | 追加的な潜在労働力人口 を加えた率 |
| LU4 | 未活用労働指標4 (追加就業希望就業者と 潜在労働力人口を加えた率) | 雇傭補助指標3 | $\left[\begin{array}{l} U6^{※2} \\ \text{(緑辺労働者・経済的な} \\ \text{理由による短時間} \\ \text{労働者を含む指標)} \end{array} \right]$ | 不完全雇用パートタイム 労働者と追加的な潜在労働 力人口を加えた率 |

平成29年2月現在で統計局が把握している情報に基づき作成

※1 アメリカは、U1～U6の指標を公表している。上の表に掲載していない指標は以下のとおり：

U1：失業期間が15週以上の失業者を対象とした率

U2：失業者（自発的な退職でない者）及び一時的な雇用契約を満了して離職した者を対象とした率

U4：失業者に、求職意欲喪失者を加えた率

※2 アメリカの指標U5・U6の構成要素である緑辺労働者 (marginally attached to the labor force) は、仕事がなく、仕事があればすぐに就くことができ、過去12か月に仕事を探していたもののこの4週間に仕事を探していない者をいう。「仕事を探しているがすぐに就くことができな者」を含んでおらず、ILO決議の潜在労働力人口の一部となっている。

また、U6の構成要素における「経済的な理由」(economic reasons) とは、労働時間の縮減 (slack work)、事業状況の悪化 (unfavorable business conditions)、フルタイムの仕事が見つかからない (inability to find full-time)、季節的な需要減 (seasonal declines in demand) をいう。

※3 Eurostat のホームページ上でLU指標の構成要素を公開し、LU指標を算出可能にしている。

※4 EUの失業率は、ILO決議に定めるオプショナル要件（2週間以内に就業可能な者）を適用した率となっている。

(出典) 韓国：2015年度に統計局が実施した海外照会結果の回答 アメリカ：<https://www.bls.gov/news.release/empsit.htm>

EU：http://ec.europa.eu/eurostat/statistics-explained/index.php/Underemployment_and_potential_additional_labour_force_statistics

【参考1】アメリカにおける失業・労働力未活用労働指標

失業率だけでは捉えきれない失業に関する多面的な情報を得ることを目的として、アメリカでは1970年代からU指標と呼ばれる失業・労働力未活用労働指標を算出している。これは、失業の概念を拡張又は絞り込んだ複数の失業・労働力未活用労働指標を算出することで、失業の深刻度や、失業に近い状態の人々の動向を捉えようとするものである。

1994年のCPS改正に伴い、U指標の内容も改定され、現在は深刻度の高い順にU-1からU-6までの六つの指標が作成されている。

U-1：(長期失業率) 文民労働力人口(軍人を除く労働力人口)に占める、失業期間15週間以上の失業者の割合

U-2：(失職率) 文民労働力人口に占める失職失業者及び一時的な雇用の雇用契約が満了したことにより離職した失業者の割合

U-3：(アメリカの公式失業率) 文民労働力人口に占める失業者の割合

U-4：(求職意欲喪失者を含む指標) 文民労働力人口及び求職意欲喪失者に占める、失業者及び求職意欲喪失者の割合

ここで、求職意欲喪失者(discouraged workers)とは、

就業希望の非労働力人口のうち、適当な仕事がありそうにないため現在仕事を探しておらず、仕事があればすぐ就くことができ、過去1年間に求職活動を行ったことがあるが、過去4週間以内に仕事を探さなかったため失業者とならない者

U-5：(縁辺労働者を含む指標) 文民労働力人口及び縁辺労働者に占める、失業者、求職意欲喪失者及びその他の縁辺労働者の割合

ここで、縁辺労働者(marginally attached workers)とは、

就業希望の非労働力人口のうち、仕事があればすぐ就くことができ、過去1年間に求職活動を行ったことがあるが、過去4週間以内に仕事を探さなかったため失業者とならない者(現在仕事を探していない理由を問わない点が「求職意欲喪失者」と異なる。)

U-6：(縁辺労働者・経済的な理由による短時間就業者を含む指標) 文民労働力人口及び縁辺労働者に占める、失業者、縁辺労働者及び経済的な理由による短時間就業者の割合

ここで、経済的な理由による短時間就業者

(persons employed part time for economic reasons)とは、

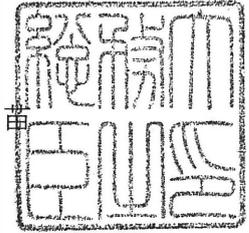
週35時間以上の労働時間を希望しているが、実際の労働時間が週35時間未満であり、その理由が事業不振などによる労働時間の縮減や、週35時間以上の仕事を探せなかったなどの経済的な理由である者



総政企第2号
平成29年1月27日

統計委員会委員長
西村清彦 殿

総務大臣
山本 早苗



諮問第101号
労働力調査の変更について（諮問）

標記について、平成28年12月16日付け総統労第198号により総務大臣から別添「基幹統計調査の変更について（申請）」のとおり申請があったところ、その承認の適否を判断するに当たり、統計法（平成19年法律第53号）第11条第2項において準用する同法第9条第4項の規定に基づき、統計委員会の意見を求める。

別添省略

平成29年1月
総務省政策統括官(統計基準担当)

諮問第101号の概要 (労働力調査の変更)

1 労働力調査の概要

調査の目的

国民の就業及び不就業の状態を明らかにするための基礎資料を得ることを目的とする。

調査の概要

調査の
沿革

- 昭和21年9月に試験的に開始し、22年7月から本格的に実施（毎月）

調査期日

- 毎月末日（12月は26日）現在
- ※ 就業状態については毎月の末日に終わる1週間（12月は20日から26日までの1週間）

調査範囲
及び
報告者数

- 基礎調査票：全国の世帯及び世帯員
約4万世帯（約11万人）
（母集団：約5,000万世帯、約1億3,000万人）
- 特定調査票：全国の世帯及び15歳以上の世帯員
約1万世帯（約2万5,000人）
（母集団：約5,000万世帯、約1億1,000万人）

調査系統

- 総務省一都道府県一統計調査員一報告者

調査方法

- 調査員が世帯ごとに調査票を配布し、世帯（は）調査票を調査員へ提出

調査事項

- 基礎調査票
就業状態、所属の事業所の事業の種類等、仕事の種類、
従業上の地位、雇用形態、就業時間及び就業日数、
求職状況 など
- 特定調査票
非正規の雇用者が現職の雇用形態についている理由、
仕事からの年間収入、仕事につけない理由、求職活動の期間、
就業希望の有無 など

結果公表

- 基本集計（基礎調査票から集計する結果）
月次 調査月の翌月
四半期平均 各四半期最終調査月の翌月
年平均 12月分速報結果公表日
年度平均 3月分速報結果公表日
- 詳細集計（主に特定調査票から集計する結果）
四半期平均 各四半期最終調査月の翌々月
年平均 10～12月期平均速報結果公表日

2 労働力調査の活用状況

行政施策立案に当たっての利用

- 政府が毎月発表する月例経済報告において、雇用面の指標として景気の分析に利用

雇用情勢は、改善している。

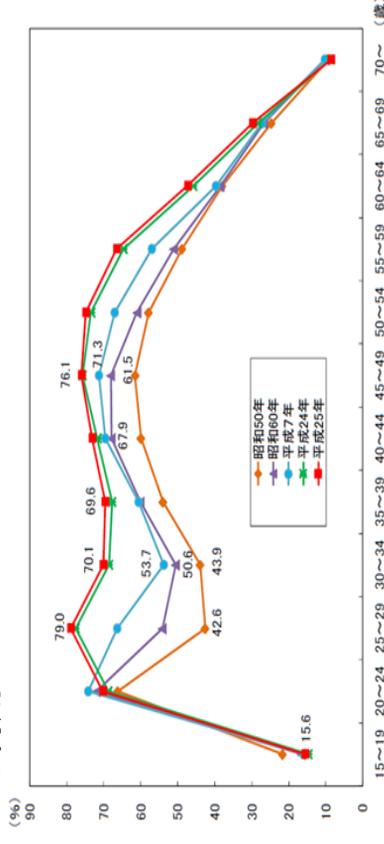
雇用情勢は、改善している。完全失業率は、7月は前月比0.1%ポイント低下し、3.0%となった。労働力人口及び就業者数は増加し、完全失業率数は減少した。

雇用者数は増加している。新規求人数は増加している。有効求人倍率は上昇傾向となっている。製造業の残業時間は横ばい圏内で推移している。

賃金をみると、定期給与は横ばい圏内で推移している。現金給与総額は緩やかに増加している。

先行きについては、改善していくことが期待される。

- 審議会等※の政策立案過程における基礎資料として利用



(備考)
1. 総務省「労働力調査(基本集計)」より作成。
2. 「労働力率」は、15歳以上人口に占める労働力人口(就業者+完全失業者)の割合。

※(「地域経済の活性化に向けた女性の活躍促進について」(平成26年4月男女共同参画会議基本問題・影響調査専門調査会)から抜粋。女性の就業状況を把握する基礎資料として利用)

※ 毎月末の閣議において、調査結果(就業者数、完全失業者数)を配布するとともに、総務大臣から発言

加工統計への利用

- 国民経済計算における雇用者報酬の推計のための基礎データとして、雇用者数を利用

国際比較のための利用

- 国際労働機関(ILO)、国際通貨基金(IMF)、経済協力開発機構(OECD)などへ調査結果(就業者数、完全失業者数など)を提供

3 変更の背景 (1)

2013年10月に開催されたILO主催の第19回国際労働統計家会議において就業等に関する決議が採択された。本調査で対応が求められる内容は、以下のとおりである。

決議内容① 失業者の定義における求職活動期間の明確化

【新たなILO決議における失業者の定義】
(※ 以下「新定義」という。)

28

失業者の要件は、

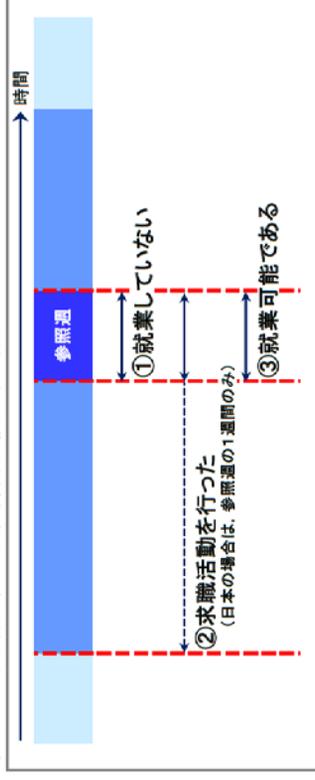
- ① 就業しておらず、
- ② **4週間又は1か月以内に求職活動をしており** (注1)、
- ③ 就業可能な者 (注2)

である。

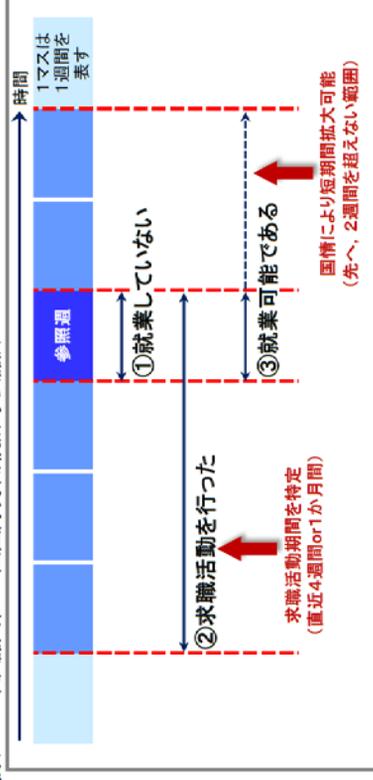
(注1) 従前の定義では、求職活動期間は各国の裁量に任されており、**我が国では「月末1週間」**

(注2) 国情により参照期間を先へ、2週間を超えない範囲で拡大可能

・従前定義 (1982年決議: 第13回国際労働統計家会議)



・新定義 (2013年決議: 第19回国際労働統計家会議)

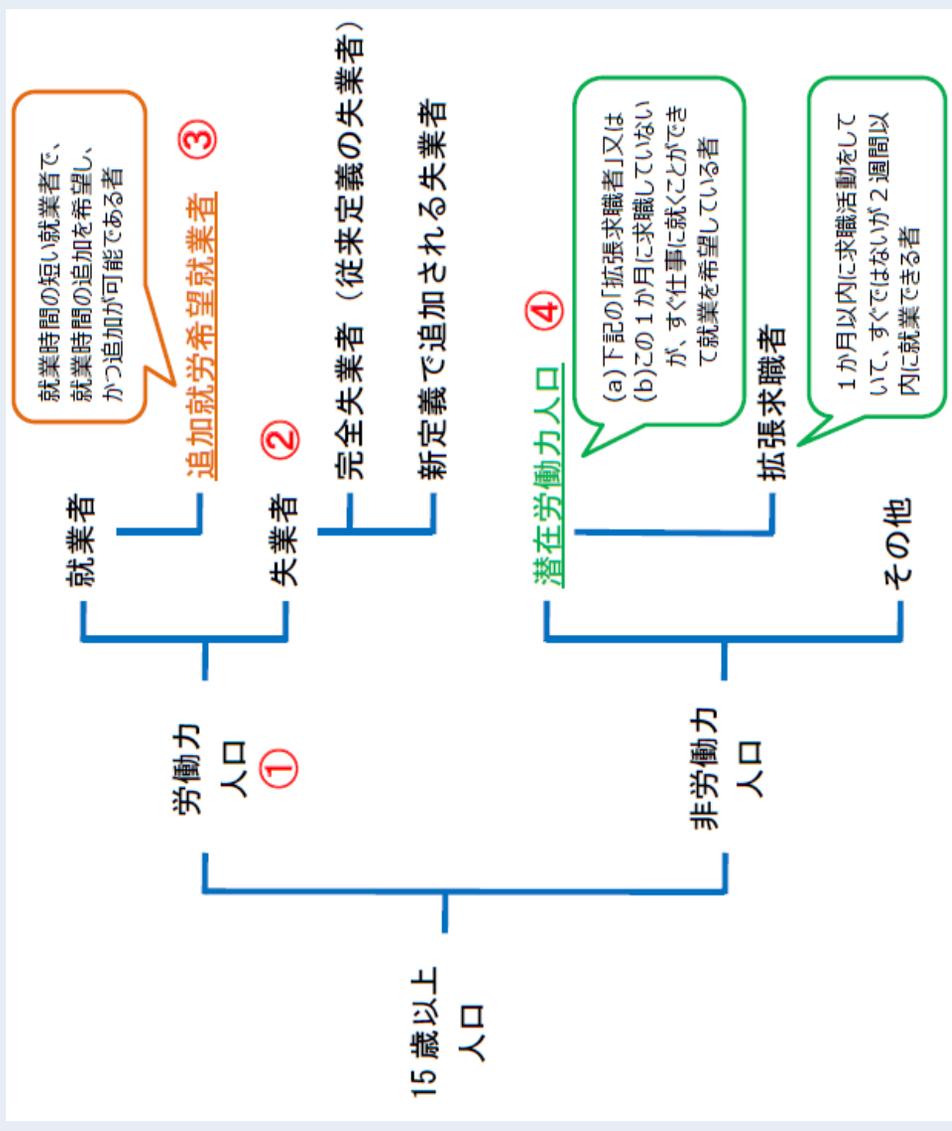


3 変更の背景 (2)

決議内容② 「未活用労働指標」の導入

未活用労働 (Labour Underutilization) に関する下記 4 つの指標のうち、2 つ以上を集計することとされている。

| | |
|-------------------------------------|---|
| LU1 (新定義の失業率) | $\frac{\text{失業者} \textcircled{2}}{\text{労働力人口} \textcircled{1}} \times 100$ |
| LU2 (追加就労希望就業者を加えた率) | $\frac{\text{失業者} \textcircled{2} + \text{追加就労希望就業者} \textcircled{3}}{\text{労働力人口} \textcircled{1}} \times 100$ |
| LU3 (潜在労働力人口を加えた率) | $\frac{\text{失業者} \textcircled{2} + \text{潜在労働力人口} \textcircled{4}}{\text{労働力人口} \textcircled{1} + \text{潜在労働力人口} \textcircled{4}} \times 100$ |
| LU4 (追加就労希望就業者と潜在労働力人口を加えた率) | $\frac{\text{失業者} \textcircled{2} + \text{追加就労希望就業者} \textcircled{3} + \text{潜在労働力人口} \textcircled{4}}{\text{労働力人口} \textcircled{1} + \text{潜在労働力人口} \textcircled{4}} \times 100$ |



3 変更の背景 (3)

基本計画^(注)において、総務省に対し、以下の事項が指摘されている。

(注) 「公的統計の整備に関する基本的な計画」 (平成26年3月25日閣議決定)

別表「第2 公的統計の整備に関する事項」部分

項目3 (4) 「企業活動の変化や働き方の多様化等に対応した労働統計の整備」

基本計画における指摘事項

- ILOにおける就業・失業等に関する国際基準の見直しや今後の実務マニュアルの検討状況を踏まえ、失業者等の定義の変更や失業率を補う新たな指標の作成及び提供について、既存の研究結果や試験調査の実施等を含めた検討を行った上で、時系列比較の観点にも留意しつつ、国際基準に可能な限り対応した統計の作成及び提供に努める。

⇒ 平成28年度末までに結論を得る。

5 前回答申時の課題への対応

前回答申(注)において、「今後の課題」として以下のとおり指摘されている。

(注) 「諮問第39号の答申 労働力調査の変更及び労働力調査の指定の変更(名称の変更)について」(平成24年1月20日付け府統委第6号)

今後の課題

基礎調査票の「従業上の地位」を把握する調査事項の選択肢のうち・・・常雇に該当する者の中に、自身の雇用契約期間が有期なのか無期なのかを必ずしも十分に承知していない者がいるおそれがある。また、この点を勘案し、平成24年に実施予定の就業構造基本調査の「雇用契約期間の定めの有無」を把握する調査事項の選択肢においては、「定めがない」、「定めがある」のほか「わからない」を設けている。

したがって、今後、労働力調査の「従業上の地位」に係る平成25年の調査結果及び平成24年就業構造基本調査の「雇用契約期間の定めの有無」に係る調査結果(平成25年7月公表)における回答状況を分析の上、労働力調査の「従業上の地位」を把握する調査事項の選択肢に「わからない」を追加する必要性を検討し、速やかに一定の結論を得る必要がある。

対応状況：指摘を踏まえ措置予定

| | |
|--|--|
| <p>⑩ 従業上の地位</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 常雇の人(無期の契約)とは、雇用期間を定めない契約で雇われている人を行います(定年までの場合は、無期の契約とします) ・ 常雇の人(有期の契約)とは、雇用契約期間が1年以上の人をいいます ・ 臨時雇の人とは、雇用契約期間が1か月以上1年以下の人をいいます ・ 日雇の人とは、雇用契約期間が1か月未満の人をいいます ・ 自営業主とは、個人経営の商店主や農業主などをいいます ・ 内職とは、自宅での賃仕事をいいます | <p>雇われている人のうち</p> <p>自営業主 営業の手伝い 雇い人なし 雇い人あり</p> <p>会社などの役員 役員あり 役員なし</p> <p>アルバイト パート 契約社員 社員 その他</p> |
| <p>⑧ 勤め先における呼称</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 勤め先が自営かの別及び勤め先における呼称 ・ 労働者派遣事業所の派遣社員とは、労働者派遣法に基づいて派遣元(デパートの派遣店員など)は派遣元の事業所における呼称について記入してください | <p>雇われている人のうち</p> <p>自営業主 営業の手伝い 雇い人なし 雇い人あり</p> <p>会社などの役員 役員あり 役員なし</p> <p>アルバイト パート 契約社員 社員 その他</p> <p>雇用契約期間(1回当たり)の定めの有無</p> <p>定めがない 定めがある</p> <p>1 2 3 4 5 6 7 8 9 10</p> <p>1か月未満 1か月以上1か月未満 1か月以上1年未満 1年以上1年未満 1年以上1年以上</p> |

現行

変更案

前回答申の指摘への対応、統計の正確性及び継続性の観点から、適当かどうか確認する。

6 集計事項の変更 (1)

各集計事項の追加や変更等につき、ILO決議への対応、時系列比較などの観点から、適当かどうかを確認する。

「未活用労働指標」の導入

未活用労働指標 1 (LU1)

(新たな失業率)

$$= \frac{\text{失業者}}{\text{労働力人口}} \times 100$$

未活用労働指標 2 (LU2)

(追加就労希望就業者を加えた率)

$$= \frac{\text{失業者} + \text{追加就労希望就業者}}{\text{労働力人口}} \times 100$$

未活用労働指標 3 (LU3)

(潜在労働力人口を加えた率)

$$= \frac{\text{失業者} + \text{潜在労働力人口}}{\text{労働力人口} + \text{潜在労働力人口}} \times 100$$

未活用労働指標 4 (LU4)

(追加就労希望就業者と潜在労働力人口を加えた率)

$$= \frac{\text{失業者} + \text{追加就労希望就業者} + \text{潜在労働力人口}}{\text{労働力人口} + \text{潜在労働力人口}} \times 100$$

未活用労働補助指標 1

(会社都合等による失業の率)

$$= \frac{\text{会社都合等による失業者}}{\text{労働力人口}} \times 100$$

未活用労働補助指標 2

(拡張求職者を加えた率)

$$= \frac{\text{失業者} + \text{拡張求職者}}{\text{労働力人口} + \text{拡張求職者}} \times 100$$

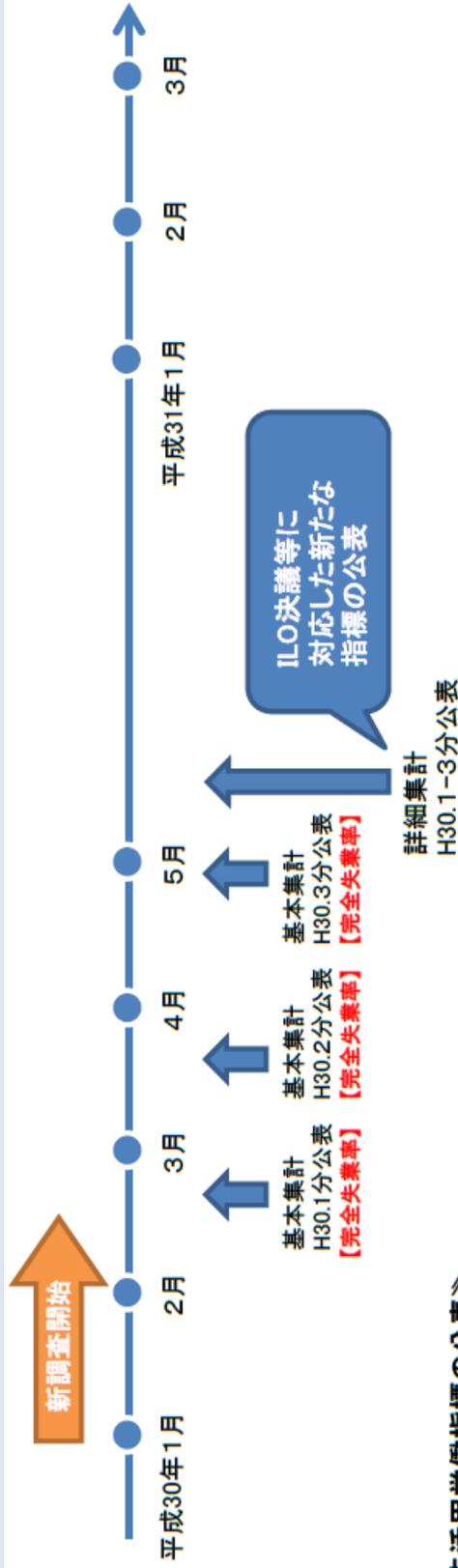
ILO決議で掲げられている4指標

(注)「拡張求職者」: 1か月以内に求職活動をしていて、すぐではないが2週間以内に就業できる者

6 集計事項の変更 (2)

変更後の公表スケジュール

- 時系列比較の観点に留意し、当面、完全失業率（従前公表しているもの）等の公表を維持
- 新たな失業率の毎月の公表は、季節調整値による時系列比較等が可能となった時点で実施
- 詳細集計（四半期ごと）において、ILO決議等に対応した新たな4指標と2補助指標の公表を実施



《未活用労働指標の公表》

| 基本集計 | H29.12分 | H30.1分 | H30.2分 | H30.3分 | H30.12分 | H31.1分 |
|----------|-----------|---------|-----------|--------|---------|--------|
| 未活用労働指標 | - | - | - | - | - | - |
| 従前の完全失業率 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 詳細集計 | H29.10-12 | H30.1-3 | H30.10-12 | | | |
| 未活用労働指標 | - | ○ | ○ | | | |
| 従前の完全失業率 | - | - | - | | | |

労働力調査の答申案の概要

| 項目 | 変更内容等 | 部会審議の状況 |
|---|--|--|
| 1 計画の変更 (1) 調査事項 | ①「最近の求職活動の時期」及び「就業の可能性」の移設・追加等 〔基礎調査票及び特定調査票〕 | ・ 適当と整理 (基礎調査票において、直近1か月以内に求職活動を行い、かつ、直ちに就業可能な者を把握。ILO決議に準拠した新たな定義の失業者を的確に捉えるための変更であり、国際比較可能性の向上に寄与) 〔答申案：1～2ページ〕 |
| | ②「就業時間の増加及び仕事の追加の可否」の追加 〔特定調査票〕 | ・ 適当と整理 (ILO決議を踏まえて未活用労働に係る新たな指標を作成する上で必要な情報の把握が可能となり、国際比較可能性の向上に寄与) 〔答申案：2～3ページ〕 |
| | ③「最近の求職活動の時期」の削除 〔特定調査票〕 | ・ 適当と整理 (上記①で基礎調査票へ移設する「最近の求職活動の時期」と把握内容が重複等するために削除するものであり、報告者負担の軽減に寄与) 〔答申案：3ページ〕 |
| | ④「求職活動の方法」に係る選択肢の追加 〔特定調査票〕 | ・ 適当と整理 (求職活動期間の把握対象をILO決議に準拠した期間(1か月)とするほか、上記③の「最近の求職活動の時期」の削除に伴い、把握できなくなる過去に行った求職活動の結果を待っていた者に係る情報を引き続き把握可能とするためのものであり、国際比較可能性の向上及び統計の継続性の確保に寄与) 〔答申案：3～4ページ〕 |
| | ⑤「就業の可能性」の回答者に係る説明文の追加 〔特定調査票〕 | ・ 適当と整理 (上記①で基礎調査票に「就業の可能性」の追加に伴い、これに回答済みの報告者が特定調査票の本調査事項にも重複して回答すること等がないように変更するものであり、報告者負担の軽減に寄与) 〔答申案：4～5ページ〕 |
| (2) 集計事項 | ○調査事項の追加・変更等に伴う集計事項の変更 | ・ 適当と整理 (ILO決議において集計することとされている未活用労働に係る新たな指標の導入等に伴い、集計事項の充実を図るための変更であり、国際比較可能性の向上に寄与) 〔答申案：5ページ〕 |
| 2 前回答申における今後の課題への対応状況 ※ 統計委員会答申(平成24年1月) | ○「従業上の地位」において、自身の雇用契約期間が「わからない」実態を把握するための選択肢の追加 〔基礎調査票〕 | ・ 適当と整理 (勤め先における呼称を選択した上で、雇用契約期間を選択する方式に変更し、その選択肢の中で「わからない」を設定し、本課題に即した対応。これにより就業構造基本調査の結果との比較が可能となるなど、労働者の就業等に関する分析に寄与) 〔答申案：5～7ページ〕 |

《今後の課題》〔答申案：7ページ〕

(1) 「従業上の地位」に係る選択肢の変更に伴う情報共有・提供の実施

今回の「従業上の地位」に係る選択肢の変更（「常雇の人」「臨時雇の人」等の区分から具体の雇用契約期間ごとの区分に変更）に伴い、当該変更前後の調査結果に差異が生じることが想定される。

このため、総務省は、円滑な調査実施を図る観点から、都道府県と更に情報共有を行うとともに、統計利用者の利便性等を図る観点から、調査結果の時系列比較に当たり留意すべき変更前後の差異について、ウェブサイト等において丁寧かつ分かりやすく説明することが必要である。

(2) 未活用労働に関する各指標に関する情報提供の実施

ILO 決議に準拠した未活用労働に関する各指標については、我が国における未活用労働の実態を示し、国際比較可能性の向上とともに、雇用政策等の検討や学術研究などにも資する有用なデータを提供するものである。このため、その利活用に当たっては、各指標を作成する趣旨や、これらの指標に係る諸外国における状況について、統計利用者に正確に理解されることが重要である。

このようなことから、総務省は、統計利用者の利便性等を図る観点から、未活用労働に関する各指標の公表に当たって、国際比較の観点に十分留意しつつ、諸外国の状況と比較・分析した資料を作成の上、ウェブサイト等において情報提供を行うことが必要である。